

広島県警察本部告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び地方自治法施行規則（昭和22年省令第29号）第12条の2の14第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月27日

広島県警察本部長 則 包 卓 嗣

名 称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託した公金事務に係る歳入等の内容	委託をした日 (委託期間)
公益財団法人広島県交通安全協会	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号	令和7年3月12日	広島県証明事務手数料条例（昭和30年広島県条例第25号）及び広島県警察関係手数料条例（平成12年広島県条例第6号）に係る手数料	令和7年3月12日 (令和7年4月1日～ 令和8年10月31日)